

足利市地域公共交通計画策定調査業務委託プロポーザル審査基準

1 基本的な考え方

本業務の優先交渉権者の決定にあたっては、足利市地域公共交通計画策定調査業務委託プロポーザル募集要項及び足利市地域公共交通計画策定調査業務委託仕様書等の関係書類を基本とし、提案された企画提案書のプレゼンテーションやヒアリングから、次の評価項目について審査し、優先交渉権者の順位づけを行う。

- (1) 組織の経験・能力
- (2) 実施体制
- (3) 提案金額
- (4) 実施方針
- (5) 企画提案内容
- (6) プレゼンテーション

2 評価項目及び配点

審査は、100点を満点として、評価項目別につきのように配点する。評価方法については後記4のとおり行う。

| 評価項目 | 評価の着眼点 | 判断基準 | 配点 (④～⑥は満点の場合) | 審査者 | |
|----------------------------|----------------------------|--|-------------------|----------------|--|
| ①組織の経験・能力 | 過去6年間に同種業務等を元請けとして完了した業務実績 | 同種業務実績を有する場合 | 3 | 足利市地域公共交通会議事務局 | |
| | | 同種業務実績に加え類似業務実績を有する場合 | 5 | | |
| ②実施体制 (配置予定技術者の保有資格・実績) | 技術者資格、その専門分野の内容 | 技術士（総合技術監理部門・建設/都市及び地方計画又は総合技術監理部門・建設/道路）の資格を有する者の場合 | 5 | | |
| | | 技術士（建設部門・都市及び地方計画又は建設部門・道路）の資格を有する者の場合 | 4 | | |
| | | RCCMを有する者の場合 | 3 | | |
| | 過去6年間に同種業務等を担当として完了した業務実績 | 同種業務実績を有する場合 | 3 | | |
| | | 同種業務実績に加え類似業務実績を有する場合 | 5 | | |
| ③提案金額 | 提案金額が限度額以下であるか | 限度額以下である | — | | |

| | | 限度額を超えている | 失格 | |
|------------|---|---|---------|------|
| 小計 | | | 15/ 15 | |
| ④実施方針 | 業務目的、内容、要件等を適切に反映しているか。 | 目的、内容、要件等を理解し、適切に反映した実施方針になっているか（業務フロー及び工程計画を含む）。 | 5 | 審査委員 |
| ⑤企画提案内容 | 与条件との整合性が図られているか。 | 計画策定区域における地域特性、環境などの与条件との整合が図られた提案となっているか。 | 10 | |
| | 現状把握及び課題整理を適正に行い、これを踏まえた対応策の検討及び地域公共交通計画策定支援に係る内容となっているか。 | 同種事業の実績を基に、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かし整合が図られ、説得力のある提案内容となっているか。 | 15 | |
| | 地域公共交通計画策定に係る留意点が網羅されているか。特にまちの変化への対応を意識した計画策定支援に係る内容となっているか。 | 地域公共交通計画における必要なキーワード（問題点、解決方法、まちの変化への対応等）が網羅された提案内容となっているか。 | 20 | |
| 小計 | | | 50/50 | |
| ⑥プレゼンテーション | 取り組み姿勢 | | 10 | 審査委員 |
| | 説得力 | | 10 | |
| | 提案書実現性 | | 15 | |
| 小計 | | | 35/35 | |
| 合計 | | | 100/100 | |

3 各項目の審査の視点

① 組織の経験・能力

組織が過去6年以内の同種業務（地域公共交通計画又は地域公共交通網形成計画）の実績等を有しているか。さらに、類似事業（「認定を受けた地域公共交通再編実施計画」又は「認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画」）の実績を有する場合は加点する。

② 実施体制（配置予定技術者の保有資格・実績）

管理技術者及び主任担当技術者の有している技術者資格、その専門分野の内容について審査する。

管理技術者又は主任担当技術者は、技術士（総合技術管理部門・建設/都市及び地方計

画又は総合技術管理部門・建設/道路)又は技術士(建設部門・都市及び地方計画又は建設部門/道路)の資格を有し、技術士法による登録を行っているか。あるいは、RCCM資格を有しているか。

管理技術者及び主任担当技術者が過去6年以内の同種業務(地域公共交通計画又は地域公共交通網形成計画)の実績等を有しているか。さらに、類似事業(「認定を受けた地域公共交通再編実施計画」又は「認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画」)の実績を有する場合は加点する。

③ 提案金額

提案金額が提案限度額以下であるか審査する。

④ 実施方針

本業務を実施するにあたっての業務の理解度と基本的な考え方、及び事業者としての体制を審査する。また工程等を検証し、業務実施に支障が無いか審査する。

- ・業務の理解度は十分か。仕様書を熟知しているか。
- ・本会議のこれまでの取組を踏まえた実施方針となっているか。
- ・サポート体制は十分あるか。
- ・業務フローや工程計画について、業務を安定的に実施することができる体制が見込めるか。
- ・確実に履行できるスケジュールとなっているか。
- ・発注者側の意図を組み入れる機会が十分に設けられているか。

⑤ 企画提案内容

企画提案の内容について仕様書における特に重要な項目について審査する。

- ・計画策定区域における地域特性、環境などの与条件との整合性が図られているか。
- ・仕様書記載の調査、分析、課題整理、検討項目等を適切に実施し、これらを踏まえた計画策定支援内容となっているか。
- ・仕様書記載の内容が漏れなく達成されているか。

【仕様書の特に重要な項目】

仕様書6業務委託内容のうち、(4)地域特性、現状、課題の分析

「①まちの変化に対応しつつ基軸となる交通網のさらなる改善を図るための分析」について提案者独自のノウハウ等の提案を期待する。

⑥ プレゼンテーション

企画提案に対する取り組み姿勢や、提案の説得力、実現性について審査する。

4 各評価項目の点数の付け方

評価項目のうち、①から③(組織の経験・能力、実施体制、提案金額)については判断基準に基づき事務局が得点をつける。

④から⑥(実施方針、企画提案内容、プレゼンテーション)の各項目については、評価項目ごとに5段階で審査委員により得点をつける。

評価の際には「十分である」を基準として、それよりもどの程度優れているか、劣って

いるかを判断するものとする。評価にはそれぞれ対応する基準となる点数を設け、当該項目の得点とする。

| 評価 | 満点5点 | 満点10点 | 満点15点 | 満点20点 |
|----------|------|-------|-------|-------|
| 極めて優れている | 5 | 10 | 15 | 20 |
| 優れている | 4 | 8 | 12 | 16 |
| 十分である | 3 | 6 | 9 | 12 |
| 劣る | 2 | 4 | 6 | 8 |
| 著しく劣る | 1 | 2 | 3 | 4 |

評価項目④から⑥の得点については審査委員5名の平均得点を算出（小数点第2位以下切捨）し、評価項目①から③の得点を加えた得点を合計得点とする。

5 優先交渉権者の決定

- (1) 合計得点が最も高い提案者を本業務の優先交渉権者に決定する。
- (2) 合計得点が同点の場合は、審査項目において「⑤企画提案内容」の評点が高い提案者を上位として選定する。なお同点の場合、「⑥プレゼンテーション」「④実施方針」の順に評点の高い提案者を上位とする。